

青森県報

号外第八十号

令和五年
十月十三日
(金曜日)

目 次

条 例

- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例： (人事課) …… 二
- 青森県旅館業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する
条例 …… (保健衛生課) …… 二
- 青森県旅館業法施行条例の一部を改正する条例 …… (同) …… 三
- 青森県興行場条例の一部を改正する条例 …… (同) …… 四

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第三十号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「三百円」の下に「（同号の作業のうち心身に著しい負担を与えると認められる作業で人事委員会の定めるものに従事した場合は、当該作業に従事した日一日につき六百円）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県旅館業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第三十一号

青森県旅館業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県旅館業許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第三条の三第一項」を「、第三条の三第一項及び第三条の四第一項」に改める。

第二条第二号中「又は第三条の三第一項」を「、第三条の三第一項又は第三条の四第一項」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

青森県旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十三日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三十二号

青森県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

青森県旅館業法施行条例（昭和四十五年十月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条中「及び第三条の三第三項」を「、第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改める。

第六条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

青森県興行場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十三日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三十三号

青森県興行場条例の一部を改正する条例

青森県興行場条例（昭和五十九年六月青森県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項ただし書を削る。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭